

平成25年度 労働者派遣事業等の指導監督業務について ～全国初 労働者派遣法違反を理由に許可の取消しを実施～

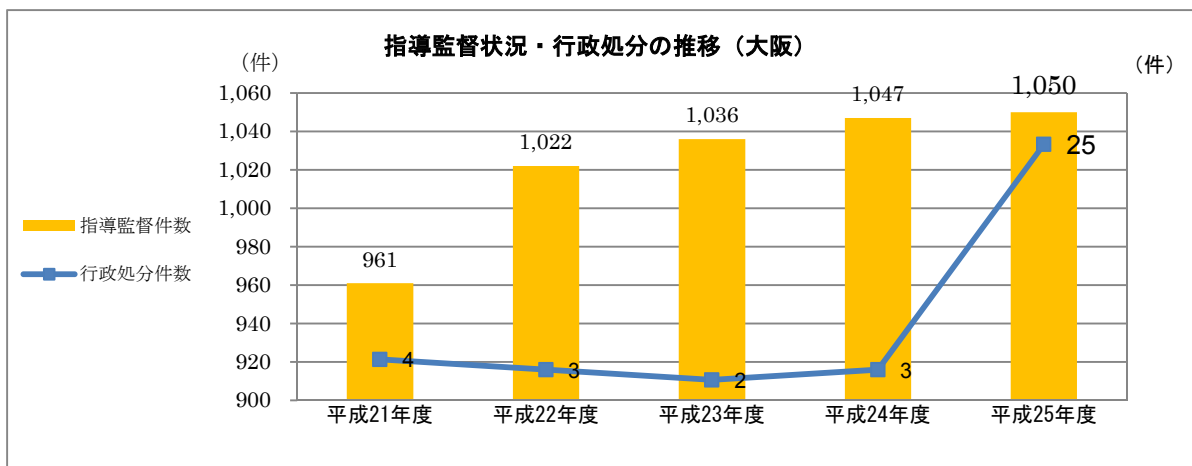
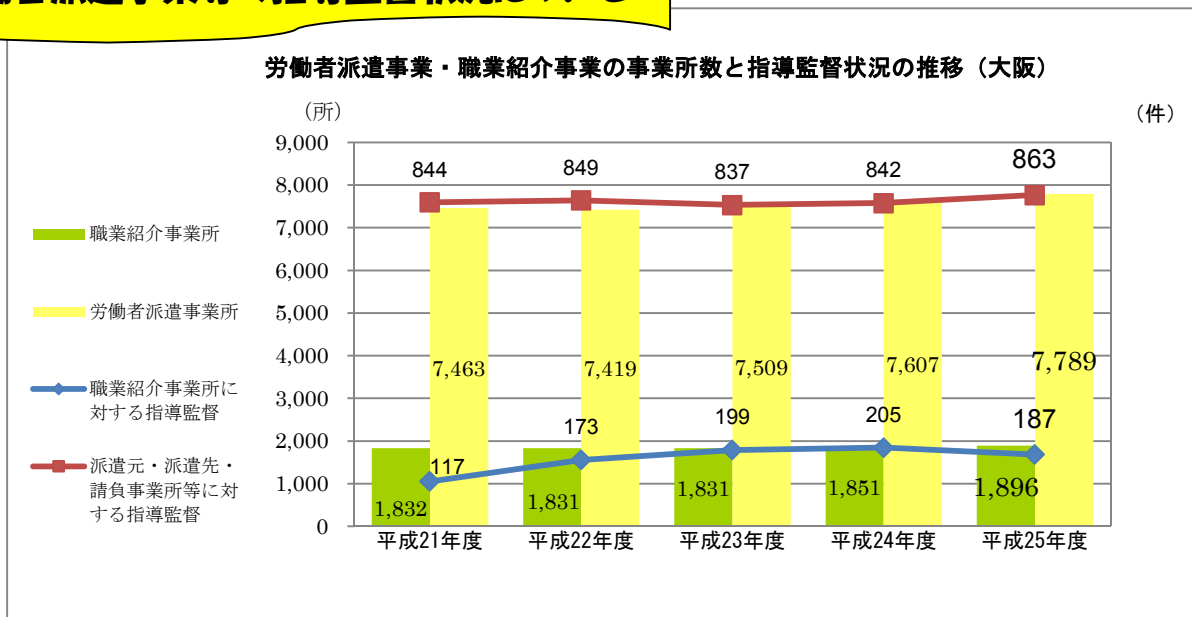
労働者派遣事業や民間職業紹介事業については、労働力の需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしていますが、その一方で、無許可、無届により労働者派遣を行ったり、請負と称して、実態は労働者派遣を行う、いわゆる偽装請負など違法な事案もみられるところ です。

労働者派遣法等の法違反を確認した場合は、是正させるとともに、特に悪質なケースについては、行政処分として事業停止命令や許可の取消し等、厳正な対応を行っています。

昨年度は、1,050件の指導監督を行い、許可の取消しを含む25件の行政処分を行いました。

このうち、許可取消しを2件行いましたが、労働者派遣法違反を理由とする許可取消しとしては全国初、全国2例目となりました。

労働者派遣事業等の指導監督状況について



平成25年度の行政処分の事例から

《許可取消し 1 例目》

A社は、労働者派遣法違反について、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたため、大阪労働局長から全契約の点検及び是正を2度にわたり指示されていたが、2度目の指導中においても複数の事業所において法違反が認められたため、改善命令及び事業停止命令を受けたところである。

しかし、本来事業改善に取り組むべき事業停止期間中にもかかわらず、福井県に所在する派遣先に対し、派遣可能期間を超える労働者派遣を行っていたこと、大阪労働局職員が福井営業所を立入検査する際に当該検査を拒み必要な調査を妨害するなどの法違反が認められたため、派遣事業の許可の取消しを行ったケース。

<概要>

労働者派遣法違反に対し繰り返し是正指導



2度にわたり全契約の点検・是正



改善命令・事業停止命令



- ・派遣可能期間を超える派遣
- ・立入検査の調査妨害

改善命令・事業停止命令期間中の違反

許可取消し

《許可取消し2例目》

B社は、熊本支店の事業内容を隠ぺいすることにより、労働者派遣事業の許可基準を満たしているかのように見せかけて、不正に許可を取得したほか、無届の「熊本支店」で違法な労働者派遣を実施・継続していたことなどから許可の取消しを行ったケース。

<概要>

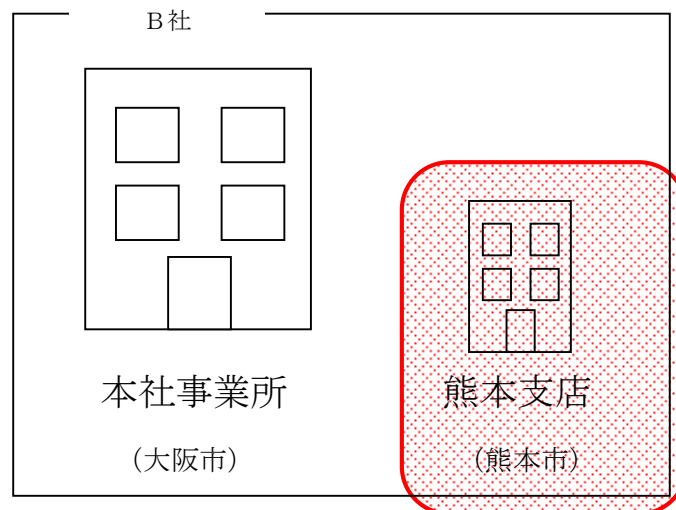
一般労働者派遣事業の許可基準（資産要件）

1. 基準資産額 \geq 2,000万円 \times 事業所数
2. " \geq 負債総額 \div 7
3. 現預金の額 \geq 1,500万円 \times 事業所数

※基準資産額=資産（繰延資産及び営業権を除く。）-負債

基準資産額が少ないと、事業所（支店や営業所）を増やせない！

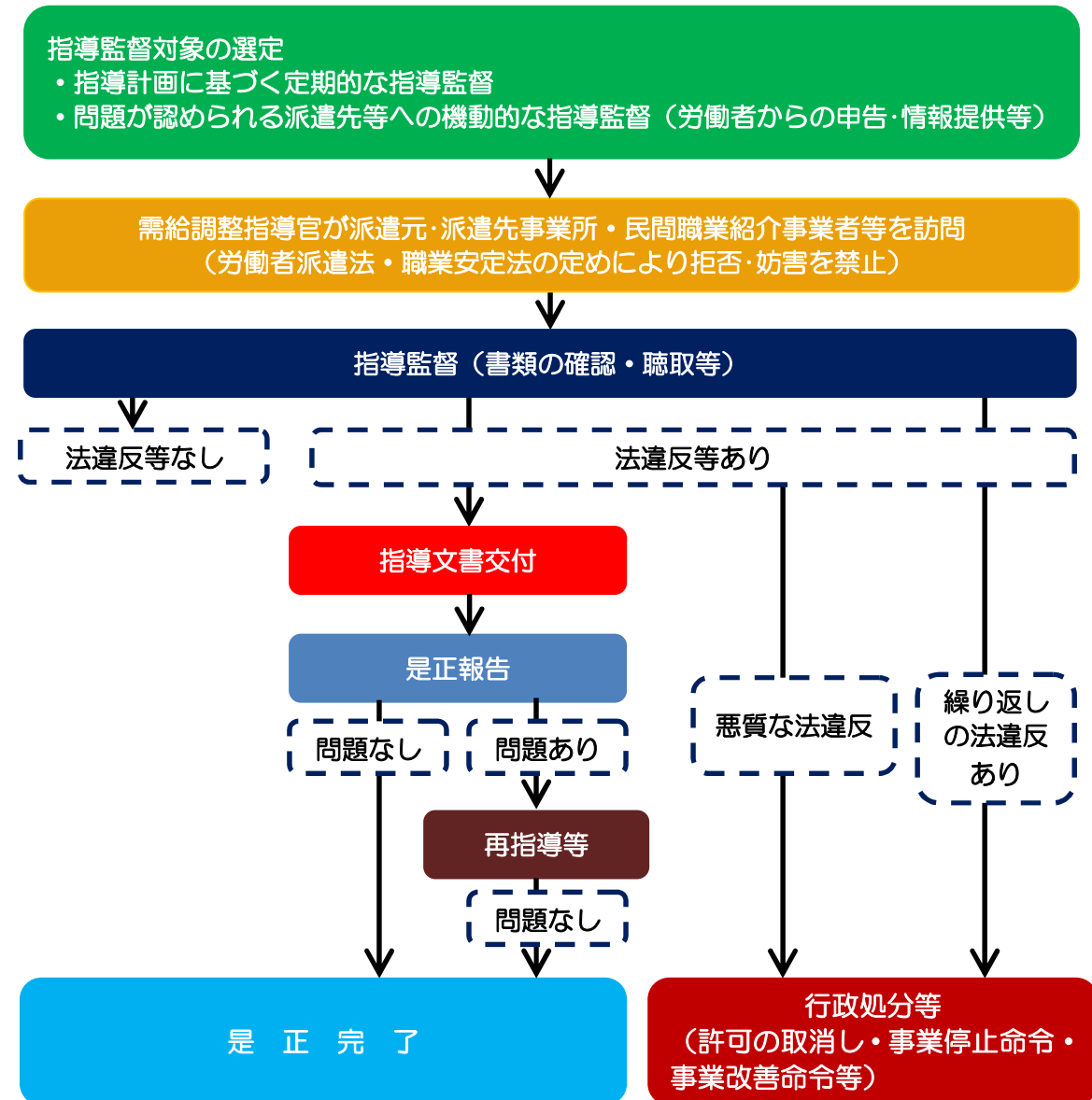
B社の場合、1事業所しか開設できない財務状況



熊本支店の事業内容を一貫して隠ぺい

- ・本社事業所のみ「1事業所」として一般労働者派遣事業の許可を申請し、労働局の調査にも偽りを述べて不正に許可を取得
- ・無届の「熊本支店」で違法な労働者派遣を実施・継続

一般的な指導監督の流れ



需給調整指導官とは

指導監督や行政処分等にあたっては、苦情・相談や申告等の丁寧な聴き取りや現場確認を含む綿密な事業所調査を行います。これらの業務を担っているのが、大阪労働局長から任命を受けた「需給調整指導官」です。調査にあたって、違法行為が行われている恐れがある場合には、原則として、派遣元や派遣先に対して具体的就業の状況等を報告させたり、アポイントなしで直接事業所等に立ち入り、派遣元や派遣先から事情聴取し、派遣元・派遣先管理台帳や、労働者派遣契約をはじめとする帳簿・書類等を検査しています。

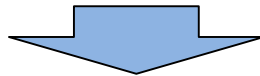
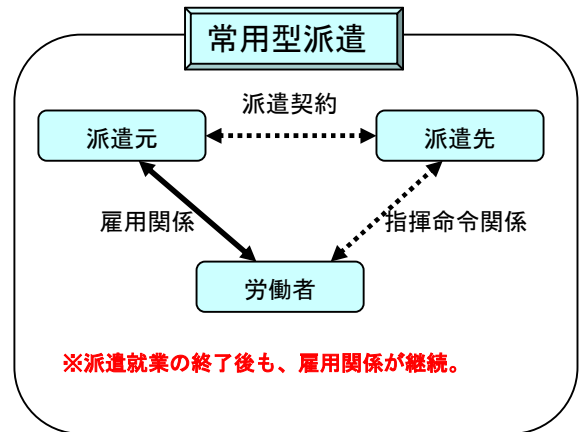
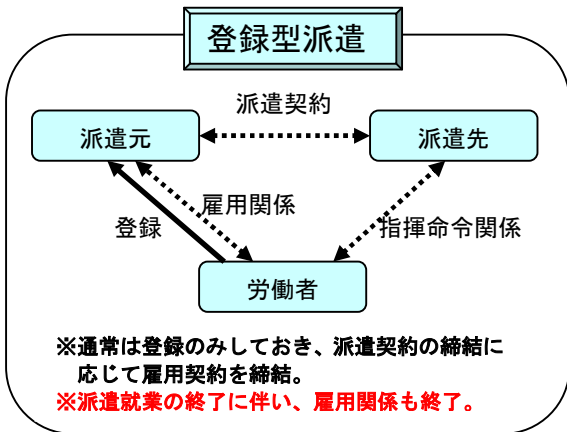
また、他府県をまたぐ広域的な労働力需給調整に係る違法事案に対しては、他労働局との合同調査を実施するなど、効果的な指導監督に努めています。

労働者派遣制度とは

○許可・届出制と「登録型」「常用型」の関係

登録型派遣：派遣労働を希望する労働者を登録しておき、相手方企業から求めがあった場合に、これに適合する労働者を派遣元事業主が雇い入れた上で相手方企業に派遣するもの。

常用型派遣：派遣元事業主が労働者を常時雇用しておき、その事業活動の一環として、労働者を相手方企業に派遣するもの
※いずれも、法令上の用語ではない。



登録型のみを行う労働者派遣事業 } 一般労働者派遣事業（許可制）
常用型及び登録型の両方を行う労働者派遣事業 }
常用型のみを行う労働者派遣事業 特定労働者派遣事業（届出制）

（特定労働者派遣事業を届出制としている理由）
派遣労働者が常用型のみである形態の事業については、すべての派遣労働者の雇用の安定が図られている点で、その他の形態に比べより望ましい形態であり、派遣労働者の雇用管理を適正に行い得るか等の要件を事前にチェックするまでの必要性は乏しいと考えられるため。